

京都市告示第224号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第2項に規定する道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

また、これにより、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路（昭和25年12月8日指定 京都府告示第820号）の指定を取り消しましたので、併せて告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和2年7月10日

京都市長 門川大作

1 承認事項

番号	年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	申請者
第6023号	令和 2.7.7	メートル 4.00	メートル 42.21	京都市中京区壬生相合町79番、80番1、80番4、80番5、80番7、80番9、80番10、80番13、80番14及び80番15の各一部	岸谷 和子

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)